

# 千葉県医師国民健康保険組合からのお知らせ

## 新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査の自家診療について

平素より本組合事業運営につき深いご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本組合では設立以来、自家診療による保険請求については組合規約により不給付としておりますが、自家診療の不給付により、今般の新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査費用を全額自己負担により実施されていることと存じます。

このような状況を踏まえ、行政検査を実施している医療機関からの自家診療による保険請求を限定的に認めるべく、理事専決による規約改正を実施し、千葉県知事の認可を受けましたのでお知らせいたします。

請求方法など詳細につきましては、下記をご参照下さい。

### 【自家診療による保険請求の給付対象について】

千葉県と行政検査の委託契約を締結している、本組合に加入する医療機関からの新型コロナウイルス感染症に係る検査等費用。

### 【対象となるもの】 公費対象となっている検査等の部分のみ請求可能です。

- <PCR検査> SARS-CoV-2核酸検出(1,800点※)と微生物学的検査判断料(150点)  
※検体採取は医療機関で行い、検査を外部委託した場合は1,800点、  
それ以外の場合は1,350点。
- <抗原検査> SARS-CoV-2抗原検出(600点)と免疫学的検査判断料(144点)

「公費番号28」の診療報酬明細書を作成し、千葉県国民健康保険団体連合会へご提出ください。

### 【対象期間】

〔令和3年1月1日～令和3年12月31日〕の間に検査等を実施した分が対象となります。

### 【請求上のご注意】

- 基本診療料(初診料や再診料)や外来管理加算、処方箋料等は公費対象外のため、請求があった場合は返戻となります。(修正の上、再請求をお願いします。)
- 対象となる傷病名は、「新型コロナウイルス感染症」または「新型コロナウイルス感染症の疑い」のみです。  
それ以外の傷病名が併記されている場合は返戻となります。(修正の上、再請求をお願いします。)
- 医療従事者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。労災が適用される可能性が高い場合は、労災手続きを優先してください。なお、労災保険給付の詳細は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。
- 新型コロナウイルス感染症の「治療」に係る自家診療による保険診療は、全て給付対象外です。